



うめ

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県葛城市北花内
281番地22

TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	1	15
木	2	16
金	3	17
土	4	18
日	5	19
月	6	20
火	7	21
水	8	22
木	9	23
金	10	24
土	11	25

2月の税務と労務

- 国 税** / 平成17年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
(運付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月28日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月28日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 2月28日
- 地方税** / 固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 地方税の不均一課税

合併する市町村間の市町村税の税率が異なっている場合に、合併後直ちに同一の税率で課税することがかえって住民の負担にとって不均衡が生じると考えられるときに、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り不均一の課税をすることができる制度。平成の大合併で、不均一課税を採用する市町村が増えています。

裁判外の紛争処理

- あっせん、調停、仲裁 -



日本では裁判沙汰を嫌う傾向があると言われていますが、昨今の社会・経済状況、権利意識の高まりから、裁判所に持ち込まれる事件の数は増えています。その一方、裁判所の施設や裁判官を含めた人員は、増えていません。

裁判官の1人あたりの手持ちの処理件数は年間100件を超えていると言われています。このことは裁判処理の長期化を意味しています。

民事訴訟法の改正などにより手続きの迅速化・効率化を図っていますが、現実には裁判処理の長期化の改善はなされていないとは言えません。

裁判外の 三つの紛争処理方法

民事に関する紛争の解決方法には裁判の他に、あっせん、調停、仲裁の3つが用意されています。この裁判外の紛争処理方法をADRと呼んでいますが、ADRの範囲をどこまで含めるかについては定説はありません。

消費生活センター、国民生活センターの相談や業界団体の苦情処理まで含めた広い意味で使われることもあります。また、裁判所で行われる手続きのうち判決手続き以外のもの、例えば裁判上の和解、地方裁判所や簡易裁判所、家庭裁判所の調停などもADRに含める意見もあります。

あっせんとは、あっせん人が紛争当事者の話し合いが円

滑に進むよう、当事者の間をとりもつことですが、話し合いの主体は当事者同士となります。

調停は、簡易裁判所又は地方裁判所の調停委員会（裁判官1名、調停委員2名）が当事者双方を呼び出して「当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図る」ため、色々な解決方法を示し、その結果、当事者間で解決方法について合意が成立し、これを調書に記載したときはその記載は和解調書及び確定判決と同一の効力を有することとしています。

仲裁は、当事者間の仲裁契約により、仲裁人を選定し、その仲裁人が当事者双方の言い分を聞くなどして事実関係を探知し、その結果に基づき仲裁判断をして紛争を解決するものです。

仲裁は、仲裁判断がなされますと当事者双方はこれに不服があっても、その判断に服さなければならない点で和解契約及び調停と本質的差異があります。日本で仲裁と言えばけんかの仲裁という用語が親しまれていますが、法律上はこのようになりかなり厳しい効果があるわけです。

そのせいか、あらかじめ契約書に仲裁合意条項を入れたりすることが少ないのが実情のようです。ただし、建設工事の請負契約の場合で、民間請負契約の標準モデルに仲裁合意条項を入れたり、別に仲

裁合意書を取り交わし建設工事紛争審査会でトラブルの解決が図られています。

裁判とADRの違い

裁判とADRの違いを一言で言えば、裁判はあらかじめ決められた手続きに従って行われますが、ADRでは当事者の合意のもとで自由に手続きを決めることができるということです。

ADRのメリットをあげますと、第一に非公開性があげられます。裁判では公開が原則となりますがADRでは裁判と異なり手続きや結果も原則非公開です。

第二に迅速性です。裁判は国家が関与しますので当然手続きは厳格です。厳格であればあるほど時間がかかりますが、ADR機関ではスピード解決を目指しています。日本商事仲裁協会の「調停」では、原則として調停人の選定から3ヶ月以内に仲裁判断が出されています。

第三に担当者を選べることです。裁判は手続きに対する信頼、仲裁は人に対する信頼と言われるようにADRの手続きを担当する第三者は当事者の合意によって選ぶことができます。

最後に手続きの柔軟性を挙げておきましょう。当事者の合意があれば、場所や時間、期日の間隔、使える証拠も自由に選べるのです。

部分保証の議論も

事業者としては、「公的な保証人」である信用補完制度の一翼を担っている信用保証協会をもっと知っておく必要があります。

現在のように信用保証を100%保証にするのではなく、一部の部分保証に変更すべきという議論があります。部分保証にすれば、保証されない部分は金融機関がリスクを負うこととなりますから当然、金融機関の審査が厳しくなります。事故率は低くなるものの、リスクの高い企業には保証を適用しなくなるでしょう。

アメリカでは、部分保証のSBAエクスプレスという政府の保証制度があります。50%しか保証されず、一般の保証制度に比べるとリスクが高い企業には適用しませんから事故率が低いそうです。

イギリスでも、部分保証制度があるようで、年々融資金額の大口化が進んでいるようです。小口融資は費用効率が悪いからと思われます。

こうしてみると、日本の信用補完制度は実に使い勝手の良いものとなっています。

全国に52の協会

信用保証協会は、各都道府県単位に47協会、市を単位に5協会（横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪）の全国をあわせて52の協会があります。歴史も古く、東京信用保証協会が昭和12年にまず最初に中小企業の支援をしています。

一般に、中小企業が銀行などの市中金融機関から融資を受けようとする場合、その成

信用補完制度

知っておきたい

長性や経営のリスクが大企業に比べて大きいと、融資を得ることができなかつたり、調達できる額や条件において不利になったりすることが多いのです。それを解消し、中小企業がスムーズに資金を調達できるようにするため、信用保証協会は中小企業の申し込みに基づき金融機関に対して保証承諾を行います。これは、中小企業が返済に行き詰まった場合、信用保証協会がその企業に代わって債務を返済することを保証するものです。

この保証に基づき金融機関は中小企業に融資を行い、反対に信用保証協会は信用保証料を事業者からもらうわけです。

代位弁済

事業者が何らかの理由で返済が困難になった場合、信用保証協会は金融機関に対してその債務を肩代わりします。これを代位弁済といいます。代位弁済を行った場合、信用保証協会は代位弁済した額を事業者から回収することになります。

なお、保証の対象とする中小企業は中小企業基本法に準

拠していますから、ほとんどの中小企業者が利用できません。

個別保証と根保証

保証形態には、「個別保証」と「根保証」があります。

「個別保証」とは、個々の取引について保証することを言い、設備資金や長期の運転資金を調達するときなどに利用します。

「根保証」とは、貸付限度額と期間を定めてその範囲内であれば、いつでもいくらかでも繰り返し利用できる一定の取引を保証することを言います。必要なときに資金調達をし、資金に余裕のあるときに返済をすることができるなど効率的な資金運用が可能です。

安定性・収益力、成長性を重視

小規模な会社や個人事業者向けの保証制度もあります。さらに売掛金を担保とする制度もあります。審査では経営意欲や信頼性なども重要な要素として判断されます。

財務面は会社の「安定性」「収益力」「成長性」などを審査の対象とし重視しています。「安定性」は、環境の変化に対する対応力や支払能力、財務内容の健全性をいい、「収益力」は現在および将来にわたって安定的に収益を上げていく力を持っているのかということです。「成長性」は売上高や利益率の伸び率を数期間にわたって比較することにより、成長性を判断します。

共有地の分割

Q 私と姉は、相続により取得した土地（更地で200㎡）を各2分の1ずつの持分で共有しています。この度、姉はこの持分をある会社に売却するというので、相続した土地を2筆に分割し、分割後の土地をそれぞれ単独所有にしたいと考えています。

角地になるA地を姉が、残りのB地を私が取得しようと考えていますが、角地であるA地の方が価値が高いと思われますので、実際には、A地90㎡を姉の名義に、B地110㎡を私名義にするつもりです（A地とB地は同価値）。このような分割をした場合、譲渡所得税がかかってしまうのでしょうか？

A 分割の面積に関係なく、分割後のそれぞれの土地の価額の割合が、客観的にみて共有持分の割合に等しいものであれば、その分割による土地の譲渡は

なかったものとされ、譲渡所得税は課税されません。

【解説】 共有物の持分権は、一の所有権について区画された持分を示すものではなく、相互にその所有権全体に及ぶものと考えられます。

したがって、2以上の者が共有している一の資産をそれぞれの持分にしたがって分割した場合には、各共有者の持分の交換による移転があったものと考えられます。

しかし、共有関係にある一の資産を現物で分割するということは、その資産の全体に及んでいた共有持分権が、その資産の一部に集約されただけに過ぎず、資産の譲渡による収入の実現があったといえるだけの経済的実態は備わっていないと考えられます。

そこで、個人が他の者と資産を共有している場合において、その共有に係る一つの資産についてその持分に応ずる現物分割があったときは、その分割による資産の譲渡（持分の交換）はなかったものとして取り扱われ、譲渡所得税は課税されません。

自動販売機の設置場所で消費税額が変わる？

商店や会社が、所有地内の空いたスペースにジュースなどの自動販売機を置くということは珍しくありません。ところで、この自動販売機をどこに置くかによって、消費税額が変わることがあるのをご存知でしたでしょうか？

簡易課税適用事業者が、店先やピルのエントランスなどに自動販売機を設置し、飲料を販売する場合には、購入者が事業者であれば第一種事業（卸売業）に、購入者が消費者であ

れば第二種事業（小売業）に区分されることとなります（実務上は、購入者を明確に区分することは困難なので第二種事業と処理されるものと思われま）。

ただし、食堂などに設置された自動販売機による飲料の販売は「飲食店業」の売上として第四種事業に区分されます。つまり、食堂の中で購入した飲み物は食堂の中で飲まれるため、食堂が行う料理等の提供と何ら変わらないという解釈なのです。

税金 メモ

役員報酬の遡及増額改訂の場合における原則と例外

業績の回復等により、遡及的に役員報酬を増額改訂して一括支給した場合には、たとえその支給額が、株主総会の決議で定められた報酬限度額以下であっても原則としてその増額部分は役員賞与とされ、損金算入されません。これは、予定された基準に基づく規則的・定期的な給与ではないことや利益処分的性格が強いと考えられること

と等の理由によるものです。

しかし、次の要件をいずれも満たしている場合には、例外的に遡及増額改訂による一括支給額が役員報酬として取り扱われます。

その決議が定時に開催される株主総会でなされていること
増額改訂がその決議の日の属する事業年度開始の日以後に行われることとなっていること